Η.	4 A	a bill

# A. 寄附された元号・年が記載されているかご確認ください。

令和●	★ 市町村民税			
令和 年 #	月日	C. 個人番号(マ	イナンバー)を記入してくださ	, io
<u></u> 草	加市長 殿	フリガナ		
住所		氏 名	1	
		個人番号		
		性別		
電話番号	<u> </u>	生年月日		
	欄には、あなたの個人番号 (行政手 5項に規定する個人番号を いう。)		を識別するための番号の利用等に 	関す
金税額控除は きょ 事項を記載し ※	太枠の項目を全て記入してくれているかご確認ください。 申請は、住民票記載の住所となりま 記載内容に間違いがあれば見え消	ま <b>す</b> 。	い内容が記載 の規定による 、下の欄に必動 こ、申告特例申記	要な
	更届出書を提出してくたさい。 の特例の適用を受けるために申請を	と行った老が 地古道法	WHII第7条第6項(第12項)久長	T)
いずれた にあって 合に寄	の行所の適用を受けるために甲間を かに該当する場合には、申告特例を ては、同号に係るものに限る。)に 附金税額控除の適用を受けるために <u>市町村民税</u> ・道府県民税の申告書を	†象年に支出した全ての こついて申告の特例の適 こは、当該寄附金税額控	寄附金(同項第4号に該当する場 用は受けられなくなります。その	合 場
がず確認してくか	ざさい。	D.寄附された年月	月日と金額をご確認ください。	
		<b>/</b>	寄附金額	
当する場合、	ておしておし下の/惻のLL		申告を行う方などは対象となりませ	せん。
	附則第7条第1項(第8項)に 			
	说法附則第7条第1項(第8項)に規 → → ・ よす。	程定する甲告特例対象寄附	者とは、(1)及び(2)に該当すると見込	<u>.</u> ま
①と②どちら <del>*</del> 該当する場合	M りる台附金を又田りる年の年を			
み、ワンストッ 特例申請が可 です。	北 対する寄附。「·奇門元の四」		~12月31日)で5団体以内で2 ではなく寄付先の数)	あれ
② 地方税法		見定する要件に該当す	る者である	
(注) 地方和 の1月] ると <del>見</del>	説法附則第7条第2項(第9項)に規 L 日から12月31日の間に申告の特例の	記定する要件に該当する者 の適用を受けるための申請	」とは、この申請を含め申告特例対象 音を行う地方団体の長の数が 5 以下で	
<b>3</b> G	まれて本たいいます			きあ
	. 寄附された元号・年が記載		ください。	き年
令和〇年智	. 寄附された元号・年が記載	ハでください。)	<b>ください。</b>	き年 **あ 
令和 年記	・ 寄附された元号・年が記載         ・ (切り取らな)         ・ 市町村民税         道府県民税	かでください。) 寄附金税額控除に	係る申告特例申請書受付書 受付日付印	発年 *あ 
	- <b>寄附された元号 - 年が記載</b> - <b>・</b> 切り取らな	かでください。) 寄附金税額控除に	係る申告特例申請書受付書 受付日付印	と年 する

整理番号

## ワンストップ特例制度について

ワンストップ特例制度は、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に寄附先の自治体で 特例の申請手続きを行うことにより、確定申告の手続きをすることなく、お住まいの市町村に納めるべき住 民税の額から控除される、ふるさと納税に伴う寄附金控除手続簡素化のための特例制度です。

### ◆ワンストップ特例制度にかかる留意事項

- (1) ふるさと納税ワンストップ特例の申請は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」にご記入の上、 ふるさと納税先自治体へ提出することが必要です。
- (2) 転居による住所変更など、申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」をふるさと納税先自治体へ提出する必要があります。(届出書については、ふるさと納税先自治体へご確認ください。)
- (3) 5団体を超える自治体へのふるさと納税をした方、又は、確定申告を行う方が控除を受けるためには、引き続き確定申告書への記載が必要です。
- (4) ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。ふるさと納税翌年の6月以降に支払う個人住民税額が軽減されます。
- ※ワンストップ特例制度の申請を希望される方は同封の申請書に必要事項をご記入の上、寄附先自治体の下記の送付先へ郵送により提出をお願いいたします。

#### ◆マイナンバー (個人番号) の提供のお願い

番号法の施行(マイナンバー導入)に伴い、<u>[個人番号確認の書類]と[本人確認の書類]のコピー</u>を「寄附金税額控除に係る申告特例申請」と一緒に郵送することが必須になりました。

#### 【同封いただく書類】

	[個人番号カード] を持っている人	[通知カード] を持っている人 ※氏名・住所等が住民票の記載と 異なる場合は確認書類としてご利 用できません。	[個人番号カード]・[通知カード] のどちらも無い人
個人番号確認 の書類	個人番号カードの [裏面]のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された 住民票のコピー
本人確認 の書類	個人番号カードの [表面]のコピー	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券 (パスポート) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生年月日 また住所が確認できるように コピーする。	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生年月日また住所が確認できるようにコピーする。

◆寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ申請書)送付先について 必要事項をご記入のうえ、寄附をした翌年の1月10日 (必着) にてご返送ください。 送付の際には下記を切り取り、宛名としてご利用ください。

> 〒 340-8550 埼玉県草加市高砂1丁目1番1号

草加市役所 総合政策部 財政課 宛 新附金税額控除に係る申告特例申請書在中